



子どもにやさしいまちの実現

子ども一人ひとりの違いが認められ、
日常の事柄が子どもを中心に考えられるとともに、
子どもが社会の一員として、自ら考え、意見を表明し、
その意見が社会で尊重されることが重要です。

子どもの権利

- 生きる権利
- 守られる権利
- 育つ権利
- 参加する権利

大人の責務

「子どもの権利」を守るために、
大人がそれぞれの立場でやるべきこと

子どもが権利の主体として、一人ひとりの違いが認められ、
あらゆる差別や不利益を受けることなく、
ひとしく健やかに成長できる社会の実現に向け、
大人は子どもに寄り添い、子どもに向き合い、
子どもを支えていかなければいけません。

権利の保障の推進

「大人の責務」を踏まえ、
「子どもの権利」を守るために
具体的に大人が取り組むべきこと

施策の推進

子どもに関する施策について
計画を策定すること
施策の効果について定期的に検証を行うこと

町田市子ども家庭支援センター

子どものこと、家族のことで悩んでいる方、ひとり親家庭の生活全般や
自立支援に関する相談を受けています。

どこに聞いていいのかわからない時もご相談ください。

☎042-724-4419

相談時間：月曜日～金曜日(年末年始除く)8:30～17:00

子ども専用相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」

18歳までの子ども専用ダイヤルです。
困っていること、悩んでいること、なんでも相談できます。

ここに いるよ

☎0120-552-164

相談時間：月曜日～金曜日(年末年始除く)8:30～17:00



町田市子どもにやさしいまち条例

「子どもの権利」を守るための大人の責務

「町田市子どもにやさしいまち条例」では、
大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、
子どもにとって大切な権利を保障することを定めています。

子どもが「子どもの権利」を理解し、自分も他人も大切にする、
豊かな感性や価値観を持つ人間に成長できるよう
大人は子どもを支え、手助けしていく責務があります。



町田市

二次元
コード

くわしくはこちら

発行 2024年〇月 町田市

問合せ 町田市 子ども生活部 子ども総務課

TEL042-724-2876/FAX050-3101-8377

「子どもにやさしいまち」

子どもにとって最善の利益が尊重され、
子どもが幸せに暮らすことができる
「子どもにやさしいまち」の実現を町田市は目指しています。

4つの子どもの権利

生きる権利

守られる権利

育つ権利

参加する権利

大人は「子どもの権利」が守られ、
子どもの声が尊重されるまちにするため、
様々な立場で協力し、活動していきます。

地域住民の責務 (近隣住民、子どもの生活圏にいる大人)

- 子どもがありのままの自分であることができる場所、多様な人と触れ合える環境をつくること
- 市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること



保護者の責務 (親、里親、養育者など)

- 子どもの最善の利益は何かを考え、子どもを養育すること
- 必要に応じて市に相談し、支援を求めること



二次元
コード

子育てサイトをチェック!

市の責務

- 保護者、施設関係者、地域住民、事業者と連携・協力して子どもに関する施策を実施すること
- 保護者、施設関係者、地域住民、事業者へ必要な支援を行うこと



施設関係者の責務 (保育所、小中学校、子どもセンター、子どもクラブ、児童養護施設、学童保育クラブの職員など)

- 施設の安全の確保と、子どもが安心して暮らせる場所をつくること
- 子どもの学びの支援を行うこと
- 子どもの持つ可能性と能力を最大限に伸ばすこと
- 子どもの成長に向けた助言と支援を行うこと



事業者の責務 (企業、そこで働く人など)

- 子育てと仕事の両立ができる職場環境をつくること
- 子どもと共に働く従業員が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと
- 事業活動が子どもの利益の侵害につながることはないよう適切な配慮を行うこと



町田市には市内に5か所ある「子どもセンター」のほか、子どもクラブ、冒険遊び場、図書館などたくさんの子どもの居場所があります。

まちだ 子どもの居場所



二次元
コード